

参考配布

平成 29 年 12 月 4 日

【照会先】

職業安定局需給調整事業課

課長 牛島 聡

主任中央需給調整事業指導官 三輪 宗文

課長補佐 塩月 英治

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5335、5325)

(直通電話) 03(3502)5227

派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令

及び労働者派遣事業改善命令

標記について、大阪労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、大阪労働局が配布した資料です。



大阪労働局発表
平成29年12月4日

【照会先】

大阪労働局需給調整事業部需給調整事業第二課
課長 菊池 みゆき
主任需給調整指導官 浅田 雅彦
(電話) 06-4790-6319

派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令
及び労働者派遣事業改善命令について

大阪労働局(局長:田畑 一雄)は、本日下午記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律(平成27年法律第73号。以下「労働者派遣法改正法」という。)附則第6条第5項に基づき労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

記

第1 被処分派遣元事業主

名 称 株式会社 YEBISU WORKS
代表者の職氏名 代表取締役 長谷隆二
所在地 大阪府門真市速見町8-24 第一山本ビル 302号
許可番号 特27-306977(平成27年9月29日届出受理)

第2 処分内容

労働者派遣法改正法附則第6条第5項に基づく労働者派遣事業停止命令
(内容は第4のとおり)
労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令
(内容は第5のとおり)

第3 処分理由

株式会社 YEBISU WORKSは、平成28年11月8日から平成29年1月31日までの間、請負契約と称するA社との供給契約に基づき、労働者派遣事業者5社から株式会社 YEBISU WORKS に対して派遣された労働者207名を、少なくとも1,487人日、A社の指揮命令を受けて労働に従事させ、もって、法定の除外事由なく労働者供給事業を行ったものであるが、これは職業安定法第44条に違反するものであるため。

第4 労働者派遣事業停止命令の内容

平成29年12月5日から平成30年1月4日までの間、労働者派遣事業を停止すること。

第5 労働者派遣事業改善命令の内容

- 1 労働者派遣事業及び請負事業の全てを対象として、これらが労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法律に違反していないか総点検を行い、これに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に速やかに是正すること。
- 2 上記(理由)の事項に係る職業安定法違反について、その発生の経過を明らかにした上で原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。
- 3 労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法律に違反することのないよう、派遣元事業主の責任において、全社にわたり確実な方法により法令等労働者派遣事業制度の理解の徹底を図るとともに、法令の遵法体制の整備を図ること。

【 参 考 】

○ 労働者派遣法(抄)

(改善命令等)

第四十九条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律(第二十三条第三項、第二十三条の二及び第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定を除く。)その他労働に関する法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

○ 労働者派遣法改正法(抄)

(特定労働者派遣事業に関する経過措置)

附則第六条

1 この法律の施行の際現に旧法第十六条第一項の規定により届出書を提出して特定労働者派遣事業(旧法第二条第五号に規定する特定労働者派遣事業をいう。)を行っている者は、施行日から起算して三年を経過する日までの間(当該期間内に第四項の規定により労働者派遣事業の廃止を命じられたとき、又は新法第十三条第一項の規定により労働者派遣事業を廃止した旨の届出をしたときは、当該廃止を命じられた日又は当該届出をした日までの間)は、新法第五条第一項の規定にかかわらず、引き続きその事業の派遣労働者(業として行われる労働者派遣の対象となるものに限る。)が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業を行うことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分がある日までの間も、同様とする。

2 前項の規定による労働者派遣事業に関しては、新法第五条、第七条から第十条まで、第十一条第一項後段及び第二項から第四項まで、第十三条第二項、第十四条並びに第五十四条の規定は適用しないものとし、新法の他の規定の適用については、当該労働者派遣事業を行う者を新法第二条第四号に規定する派遣元事業主とみなす。この場合において、新法第十一条第一項中「第五条第二項各号に掲げる」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第七十三号)第一条の規定による改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「平成二十七年改正前法」という。)第十六条第一項の届出書に記載すべきこととされた」と、新法第二十六条第三項中「第五条第一項の許可を受けている」とあるのは「平成二十七年改正前法第十六条第一項の規定により届出書を提出している」とするほか、必要な読替えは、政令で定める。

3~4(略)

5 厚生労働大臣は、第1項の規定による労働者派遣事業を行う者が施行日前に旧法(第3章第4節の規定を除く。)の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき、若しくは施行日以後に新法(第3章第4節の規定を除く。)の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき、又は職業安定法(昭和22年法律第141号)の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したときは、期間を定めて当該労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

6~7(略)

○ 職業安定法(抄)

(労働者供給事業の禁止)

第四十四条

何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。

違反の概要

